

一般財団法人岡山県水産振興協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人岡山県水産振興協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 この法人は、水産物の安定供給及び漁業者の生産活動の促進を図るため、漁業の操業安全、水産資源の保護培養、漁場環境の保全、水産公害等の救済に関する事業を行うことにより、岡山県の水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁業の操業安全に関する事業
- (2) 水産資源の保護培養に関する事業
- (3) 漁場の環境保全に関する事業
- (4) 水産公害等の救済に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は岡山県において行う。

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号から第 7 号の書類を定時評議員会に提出し、第 1 号から第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 7 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 9 条 この法人に評議員 12 名以上 16 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- (1) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- (2) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 当該評議員の使用人
- (4) 第2号又は第3号に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (5) 第3号又は第4号に掲げる者の配偶者

- (6) 第2号から第4号までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(評議員の任期)

- 第 11 条** 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 12 条** 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評 議 員 会

(構成)

- 第 13 条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 14 条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 15 条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第 16 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第9条又は第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の提案をする場合においては、その手続きを第 16 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 17 条から前条までの規定は適用しない。

3 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

4 第 1 項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該評議員会の議長、出席した評議員のうち評議員会において選出された1人及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員 の 設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上16名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第10条第2項の規定は、理事及び監事について準用する。この場合において、規定中「評議員」とあるのは、「理事」及び「監事」と読み替える。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

でとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、任務を怠ったことによる外部理事又は外部監事との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条において準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会として毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2

回以上開催する。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは除く。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第3条において準用する商業登記規則第61条第4項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

第 8 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第10条の規定に関わらず、この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

天倉 辰己
廣田 弘樹
藤澤 正直
沖本 幸司
北條 廣太郎
馬場 博喜
三宅 秀次郎
今城 主計
西條 保幸
金行 眞一
村田 守
片岡 眞二
奥山 哲夫
光岡 賢二

- 4 この法人の最初の理事長は奥野 雄二、副理事長は濱野 力、山下 直樹、専務理事は難波 洋平とする。
- 5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、この定款の施行の日前に定められ

たこの法人の規程等は、同日後もその効力を有するものとする。

6 第22条の規定に関わらず、この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

奥野 雄二

浜野 力

山下 直樹

難波 洋平

永井 国義

平野 伸典

豊田 安彦

久富 益夫

佐上 昇

岡 耕作

三宅 一夫

平田 晋也

浅野 正人

松下 和統

田丸 和彦

森下 倫年

7 第22条の規定に関わらず、この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

石橋 大彦

原田 晃利

西山 修